

二の三 別紙様式第一号の二により作成した取締役、監査役及び重要使用人が法第七十一条第三項第二号に該当しない旨の官公署の証明書（当該旧氏及び名を証する書面は、当該旧氏及び名を証する書面）

三 取締役、監査役及び重要使用人が法第七十一条第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役、監査役又は重要使用人が外国人である場合は、別紙様式第二号により作成した誓約書）

四 別紙様式第三号により作成した役員及び重要使用人の履歴書（会計参与設置会社（法第四条第二項第四号に規定する会計参与設置会社をいう。以下同じ。）であつて会計参与が法人であるときは、別紙様式第四号により作成した当該法人の沿革を記載した書面）

五 別紙様式第五号により作成した取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第一項第二号及び第四号から第十号までに該当しないこととを当該取締役、監査役及び重要使用人が誓約する書面

六 会計参与設置会社であるときは、会計参与が法第七十一条第一項に該当する旨を証する書面又はその写し

七 会計参与設置会社であるときは、別紙様式第六号により作成した会計参与が法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十三条第三項各号に該当しないことを当該会計参与が誓約する書面

八 別紙様式第七号により作成した特定社員の名簿及び親会社（当該特定目的会社の特定資本金の額の二分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人（仮設人を含む。第二十七条第一項第五号において同じ。）の名義をもつて保有している者をいう。同条において同じ。）の株主又は社員の名簿

九 特定資産（不動産に限る。）に関する登記事項証明書その他の特定資産・権利の得喪及び変更の効力を第三者に対抗するために登記又は登録を要することとされているものに限り（この譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面）

十 特定資産を譲り受けるために入札の方法による競争（以下「競争入札」という。）に参加する場合であつて法第七条第一項（法第十九条第一項第二号に該当しないことを証する書面

一条第五項において準用する場合を含む。)の規定により第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本の添付を省略するときは、当該競争入札に係る実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面(当該競争入札を実施する者が作成し、複数の者に交付したものに限る。)又はその写し

十一 資産流動化計画に従い信託の受益権たる特定資産に該当するものを除く。)を譲り受けようとする場合は、当該信託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本(当該契約書の副本又は謄本を提出できない場合は、当該信託に係る契約の契約書案)

特定目的会社は、業務開始届出又は新計画届出に際し、前項第一号括弧書に規定する契約書案を提出したときは、同号括弧書に規定する契約を締結した後、速やかに当該信託に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。

(業務開始届出等に添付すべき電磁的記録)

第十一条 法第四条第四項(法第九条第四項及び第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定により添付することができる電磁的記録媒体及び法第七条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体(電子的形式、磁気的形式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第百三十二条を除き、以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(業務開始届出書の受理)

第十二条 管轄財務局長は、業務開始届出書を受理したときは、業務開始届出書の副本及び資産流動化計画(資産流動化計画が前条に定める電磁的記録をもつて提出されたときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。第三十二条第三項において同じ。)一部に受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(資産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項)

産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をもいう。までの期間であつて、特定目的の会社が定める期間をいう。第七十九条第一項第三号において「計画期間」という。)

二 資産の流動化に係る業務の開始期日として定める年月日

三 前二号に掲げる事項について変更を禁止する場合は、その旨

(優先出資に係る発行及び消却に関する事項)
第十三条 法第五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 優先出資の発行を予定する場合は、その総口数の最高限度

二 優先出資の内容（利益の配当又は残余財産の分配の方法を含む。次条において同じ。）

三 種類ごとの総口数の最高限度

四 各発行ごとの発行時期

五 各発行ごとの種類別の発行口数、払込金額又はその算定方法及び募集等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第3項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の方法

六 各発行により調達される資金の使途

七 法第三十九条第二項に規定する募集優先出資を引き受ける者に対する特に有利な発行に関する事項その他の各発行ごとの発行条件に関する事項

八 優先出資の消却又は併合に関する事項とて次に掲げる事項

イ 法第四十七条第二項の規定による優先出資の消却（以下この号において「利益未満消却」という。）を予定する場合は、その旨及び利益消却に関する事項

ロ 法第一百十条の規定による優先資本金の額の減少に係る優先出資の消却（以下この号において「簡易減資消却」という。）を予定する場合は、その旨及び簡易減資消却に関する事項

ハ 法第一百五十九条の規定による手続を経て行う優先出資の消却（以下この条及び第二十一条において「仮清算消却」という。）を予定する場合は、仮清算消却に関する事項

二 優先出資の併合に関する事項

三 優先資本金の額の減少に関する事項として次に掲げる事項

イ 優先資本金の額の減少を禁止する場合は、その旨

ロ 法第百十一条の規定により優先資本金の額の減少を行うことを予定する場合は、その旨及び同条第一項各号に掲げる事項

十一 第五号から第八号までに掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定が認められる場合は、その内容を確定し、又は改定されるための要件及び手続

十二 第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

十三 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(特定社債等に係る発行及び償還に関する事項(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。)

一 特定社債(特定短期社債を除き、転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債(以下の条において「転換特定社債等」という。)を含む。以下この条において同じ。)の発行を予定する場合は、その旨

二 募集特定社債の総額(発行予定残高の上限をいう。以下この条において同じ。)

三 募集特定社債の内容

四 各発行ごとの発行時期

五 各募集特定社債の払込金額若しくはその最低金額又はこれらの算定方法(転換特定社債等を発行する場合は、その内訳を含む。)、利率及び募集等の方法

六 各発行により調達される資金の用途

七 特定社債に係る信用補完又は流動性補完(特定資産の管理及び処分の状況又は一時的な資金不足によって債務を履行することが困難になった場合に当該債務の履行を担保するための措置をいう。次条及び第十六条において同じ。)の概要

八 元本の償還及び利息支払の方法及び期限に関する事項

九 期限前償還を予定する場合は、その内容(期限前償還の対象となる特定社債の範囲、期限前償還の要件及び利息の計算方法を含む。)

十 法第百二十六条本文に規定する特定社債管理者の名称若しくは法第二百二十七条の二第項本文に規定する特定社債管理補助者の氏名を含む。)

若しくは名称又は特定社債に物上担保を付する場合における担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社の名称

十一 法第二百二十八条第一項ただし書の規定により全部又は一部の種類の特定社債に係る特定社債権者が同項本文の先取特權を有しないこととする場合は、その旨

十二 特定社債権者集会に関する事項（特定社債権者集会の決議事項を含む。）

十三 転換特定社債に関する事項として次に掲げる事項

イ 総額
ロ 転換の条件
ハ 転換によつて発行すべき優先出資の内容
ニ 転換を請求することができる期間

本法第二百三十一条第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

十四 新優先出資引受権付特定社債について、法第二百三十九条第四項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

十五 法第五条第一項第二号ニ（一）から第十一号まで、第十三号ヨからホまで及び前号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十六 法第五条第一項第二号ニ（一）に掲げる事項並びに第一号から第三号まで、第十二号及び第十三号イに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

十七 法第五条第一項第二号ニ（一）から（6）までに掲げる事項及び前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

（特定短期社債に係る発行及び償還に関する事項）

第十五条 法第五条第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定期社債の発行を予定する場合は、その旨

二 限度額（発行予定残高の上限をいう。）

三 特定期社債の内容

四 各発行ごとの発行時期

五 法第二百二十八条第一項ただし書の規定により全部又は一部の種類の特定短期社債に係る

特定社債権者が同項本文の先取特権を有しないこととする場合は、その旨

六 各募集特定短期社債の払込金額若しくはその最低金額又はこれらの算定方法及び利率

七 各発行により調達される資金の使途

八 特定短期社債に係る信用補完又は流動性補完の概要

九 元本の償還及び利息支払の方法及び期限に関する事項

十 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十一 第一号から第三号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

十二 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

（特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項）

第十六条 法第五条第一項第二号へに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定約束手形の発行を予定する場合の旨

二 限度額（発行予定残高の上限をいう。）

三 特定約束手形の内容

四 各発行ごとの発行時期

五 各発行ごとの発行価額及び利率

六 各発行により調達される資金の用途

七 特定約束手形に係る信用補完又は流動性補完の概要

八 債還の方法及び期限に関する事項

九 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十 第一号から第三号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行った場合、その旨

十一 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

（特定借入れに係る借入れ及び弁済に関する事項）

第十七条 法第五条第一項第二号トに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とす

一 特定借入れを行うことを予定する場合は、
その旨

二 限度額（借入予定残高の上限をいう。）

三 各借入れに関する事項として次に掲げる
事項

イ 借入金額

ロ 借入先

ハ 借入条件（弁済期及び弁済方法に関する
ことを含む。）

ニ 借入金の用途

ホ 担保設定に関する事項

四 前号に掲げる事項の内容が確定していない
場合又はその改定があり得る場合は、その内
容を確定し、又は改定するための要件及び
手続

五 第一号及び第二号に掲げる事項について変
更があり得る場合は、その旨及び変更を行な
うための条件

六 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合
は、その旨

（特定資産に関する事項）

第十八条 法第五条第一項第三号に規定する内閣
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 別表の特定資産（開発により特定資産を取
得する場合は、当該取得予定資産。以下同
じ。）の区分欄に掲げる特定資産（従たる特
定資産を除く。以下この条において同じ。）
の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲
げる事項

二 特定資産の権利の移転に関する事項（特定
資産の譲渡に係る対抗要件の具備又は買戻特
約の設定状況に関する事項を含む。）

三 特定資産の取得時期

四 特定資産の取得価格（法第四十条第一項第
七号に規定する特定資産の価格を知るために
必要な事項の概要及び次に掲げる事項を含む。）

イ 特定資産が法第四十条第一項第八号イ又
は第一百二十二条第一項第十八号イに掲げる
資産であるときは、法第四十条第一項第八
号イ又は第一百二十二条第一項第十八号イに
規定する当該資産に係る不動産の鑑定評価
の結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）
及び当該鑑定評価を行った者の氏名

ロ 特定資産が法第四十条第一項第八号ロ又
は第一百二十二条第一項第十八号ロに掲げる
資産であるときは、法第四十条第一項第八

五 口又は第百二十二条第一項第十八号ロに規定する当該資産の価格につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）並びに当該調査を行った者の氏名又は名称及び住所

六 当該調査に係る資格

特定資産の譲渡人（開発により特定資産を取得する場合は、当該開発に係る契約を特定目的会社と締結した者）の氏名又は名称及び住所

七 次号の場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、第七条第一項第三号の業務の委託契約を特定目的会社と締結した者の氏名又は名称及び住所

八 次号に掲げる場合であつて第二号から第五号までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、口の場合に限る。以下この号において同じ。）の内容が確定していないとき、又は第三号から第五号までに掲げる事項の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

イ 開発により特定資産を取得する場合

ロ 次に掲げる要件の全てを満たす場合

(1) 取得する特定資産が金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指印証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下同じ。）若しくは約束手形又はこれらを信託する信託の受益権のみであること。

(2) 発行を予定する資産対応証券が特定短期社債又は特定約束手形のみであること。

ハ 次に掲げる要件の全てを満たす場合

(1) 第一号の特定資産の内容欄に掲げる事項によつて特定が可能な金銭債権若しくは有価証券又はこれらを信託する信託の受益権であつて、一定の条件に基づいて変更を禁止する旨の定めがあること。

(4) 資産流動化計画に（2）及び（3）について変更を禁止する旨の定めがあること。

抽出される資産を、特定目的会社が将来継続して取得する場合

(2) 発行される資産対応証券が、担保付社債信託法の規定により担保が付された特定社債であること。

(3) 資産流動化計画に(2)について変更を禁止する旨の定めがあること。

八 第二号から第五号まで及び前号に掲げる事項(第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合、又は前号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。)の変更を禁止する場合は、その旨

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十九条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産(従たる特定資産を除く。以下この号から第三号までにおいて同じ。)の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容、時期及び理由を含む。)を含む。

二 法第二百条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者(同条第二項の規定により信託会社等以外の者に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合におけるその受託者又は受託予定者を含む。以下この条において「受託者等」という。)の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び法第二百二十七条に規定する特定社債管理者又は法第二百二十七條の二第一項本文に規定する特定社債管理者(特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社の利害に係る事項(特定資産が金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。))

四 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合(特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を從たる特定資産のみの取得に係る資金の全部を

又は一部に充てることを予定する場合を除く。)は、その旨

五 第一号から第三号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

六 第一号から第四号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

七 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(特定借入れ以外の資金の借入れに関する事項)

第二十条 法第五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 限度額(借入予定残高の上限をいう。)

二 各借入れに関する次に掲げる事項

イ 借入金額

ロ 借入先

ハ 借入条件(弁済期及び弁済方法に関することを含む。)

ニ 借入金の使途

ホ 借入先設定に関する事項

ハ 借入条件(弁済期及び弁済方法に関することを含む。)

ニ 借入金の使途

三 前号に掲げる事項の内容が確定していない場合は又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

四 第一号に掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

五 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(その他資産流動化計画記載事項)

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資産流動化計画の概要

二 特定出資の総額の上限

三 優先出資又は特定社債について、少人数私財産の分配を受ける権利を放棄する場合は、その旨

九 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティプ取引の利用の方針その他投資者保護の観点から記載又は記録が必要な事項に関する事項

十 国第六号及び第七号に掲げる事項の内容が確定していない場合は又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十一 第六号及び第七号に掲げる事項の内容が確定していない場合は又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十二 前各号に掲げる事項について変更を禁止する場合は、その旨

(業務開始届出等に係る特例)

第二十二条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する特

変更するための手続及び当該事項の内容が定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第九条第一項の規定による届出を含む。)は当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨

五 第一号から第三号までに掲げる事項(第一号から第三号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続)が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

六 第一号から第四号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

七 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(特定借入れ以外の資金の借入れに関する事項)

第二十三条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する事項(第一号から第三号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続)の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新規届出を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第八号により作成した届出書(以下この条において「追加届出書」という。)に、その副本一通及び次に掲げる資料一部(第四号イ及びロに掲げる書類に

前項の規定にかかわらず、特定目的会社が法第九条第四項において準用する法第四条第四項の規定により変更後の資産流動化計画を資産流動化計画変更届出書に添付する場合にあっては、当該資産流動化計画変更届出書に添付する変更後の資産流動化計画の部数は、一部とする。

3 特定目的会社は、第十八条第一号に掲げる事項を変更した場合（資産流動化計画に特定資産（従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。）として記載され、又は記録された資産以外の資産が、当該変更により新たに特定資産として記載され、又は記録される場合に限る。）は、新たな特定資産（当該変更により資産流動化計画に新たに特定資産として記載され、又は記録される資産をいう。以下この項において同じ。）に係る第七条第一項各号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本並びに第八条第一項各号並びに第九条第一項第九号及び第十一号に掲げる書類を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。ただし、新たな特定資産を譲り受けるために競争入札に参加する場合（当該競争入札に係る実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面（当該競争入札を実施する者が作成し、複数の者に交付したものに限る。）又はその写しを同項の資産流動化計画変更届出書に添付して提出する場合に限る。）にあつては、第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本及び第八条第一項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 第八条第二項及び第九条第二項の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、第八条第二項中「業務開始届出又は新計画届出（法第十一条第一項の規定による届出をいって、第八条第二項中「業務開始届出又は新計画届出又は新計画届出」とあるの）とあり、及び第九条第二項中「業務開始届出又は新計画届出」であるのは、「資産流動化計画変更届出書の提出」と読み替えるものとする。

5 第三項ただし書の規定により第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本若しくは謄本又は第八条第一項各号に掲げる書類の添付を省略して第一項の資産流動化計画変更届出書の提出を行った特定目的会社が第七条第一項第一号若しくは第八条第一項第二号に規定する契約を締結し、又は同項第一号に規定する信託を設定したときは、速やかに、これらの契約又は信託に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。

6 特定目的会社は、第十八条第六号に掲げる事項を変更した場合（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第一号又は第二号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

7 特定目的会社は、第十八条第六号に掲げる事項を変更した場合（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第三号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

8 特定目的会社は、第十八条第七号ハにおいて、同条第一号から第四号までに掲げる事項の内容が確定しない場合、当該内容を確定する際に締結した第七条第一項に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

9 特定目的会社は、第十九条第二号に掲げる事項を変更した場合（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第八条第一項第一号に規定する信託に係る契約書又は同項第二号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

10 管轄財務局長は、資産流動化計画変更届出書を受理したときは、資産流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産流動化計画（変更後の資産流動化計画が第十条に定める電磁的記録をもつて提出されたときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）一部に受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

第十三条 法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

四 法第一百五十五条第三項（同項第二号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類

イ 社員総会の議事録の謄本

ロ 特定社債（特定短期社債を除く。）を発行している特定目的会社にあっては、特定社債権者集会（内容の異なる二以上の種類の特定社債（特定短期社債を除く。）を発行している特定目的会社にあっては、特定社債権者集会を含む。）の議事録の謄本

ハ 特定短期社債を発行している特定目的会社にあっては、法第一百五十五条第四項の規定により相当の財産を信託したことの証する書面

二 特定約束手形を発行している特定目的会社にあっては、法第一百五十六条第三項において準用する法第一百五十五条第四項の規定により相当の財産を信託したことの証する書面

ホ 特定借入れを行つている特定目的会社にあっては、法第一百五十七条第二項において準用する法第一百五十五条第四項の規定により相当の財産を信託したことの証する書面

二 特定約束手形を発行している特定目的会社にあっては、法第一百五十六条第三項（同項第一号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

イ 当該変更の内容が第七十九条第一項第一号に該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面

ロ 当該変更の内容が第七十九条第一項第二号に該当する場合は、当該変更の原因となる決議を行つた社員総会の議事録の謄本

ハ 当該変更の内容が第七十九条第一項第三号に該当する場合は、当該変更の原因となる決議を行つた社員総会の議事録の謄本

三 法第一百五十五条第三項（同項第二号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類

四 法第一百五十五条第三項（同項第二号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

五 法第一百五十五条第三項（同項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

四 法第一百五十五条第三項（同項第二号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による届出を行おうとする特定目的会社は、別紙様式第十一号により作成した届出書（以下「業務終了届出書」という。）に、その副本一通を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 管轄財務局長は、業務終了届出書を受理したときは、業務終了届出書の副本に受理番号を記入した上で、当該副本を届出者に還付しなければならない。

第三十二条 新計画届出を行おうとする特定目的会社は、別紙様式第一号により作成した届出書（以下この条において「新計画届出書」という。）に、その副本一通、法第十一条第三項に規定する書類（法第一百五十九条第一項の規定により社員総会の承認を受けた貸借対照表を含む。）を提出する。

2 管轄財務局長は、新計画届出を行おうとする特定目的会社に係る新計画届出書を受理したときは、新計画届出書の副本から第六号までに掲げる書類（以下この条において「新計画届出書」という。）に、その副本一通、法第十一条第三項に規定する書類（法第一百五十九条第一項の規定により社員総会の承認を受けた貸借対照表を含む。）を提出する。

3 管轄財務局長は、新計画届出書の副本を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかるはず、特定目的会社が第十一条第五項において準用する法第四条第四項の規定により資産流動化計画を新計画届出書に添付する場合にあっては、当該新計画届出書に添付する資産流動化計画の部数は、一部とする。

3 管轄財務局長は、新計画届出書を受理したときは、新計画届出書の副本及び資産流動化計画を一部に受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならぬ。

四 法第一百五十五条第三項（同項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

内に同条第八項において準用する会社法第四十二条第一項の規定による通知をした場合において、当該期間内に譲渡等承認請求者に対して同条第二項の書面を交付しなかつたとき。

二 譲渡等承認請求者が当該指定買取人との間の特定出資に係る売買契約を解除した場合の特定出資信託に係る特定社員名簿記載事項の記載等の請求)

第四十二条 法第三十三条第三項において準用する会社法第三百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、法第三十三条第一項の規定により特定出資の信託を受けた者が特定出資に信託が設定されたことを証する書面その他の資料を提供して請求をした場合とする。

(募集特定出資の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第四十三条 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百二十二条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資本金の額

二 法第三十一条第九項において準用する会社法第四十五条第一号に規定する定款の定めがあるときは、その規定

三 法第二十二条第二項第七号に規定する特定社員名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに營業所

四 電子提供措置(法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。第四十六条第四項第一号において同じ。)をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定

五 定款に定められた事項(法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。)であって、当該特定目的会社に対して募集特定出資の受けの申込みをしようとする者が当該者に対し通知することを請求した事項(募集特定出資等の申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第四十四条 法第二十六条第五項において準用する会社法第二百一条第四項又は法第四十条第四項若しくは第二百二十二条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつ

て、特定目的会社が法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項又は法第四十条第一項若しくは第二百二十二条第一項の申込みをしようとする者に対して、これらの項の各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該特定目的会社が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 当該特定目的会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

(出資された財産等の価額が不足する場合に責任をとるべき取締役)

第四十五条 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百二十三条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 現物出資財産(法第三十六条第五項において準用する会社法第二百七条第一項に規定する現物出資財産をいう。以下この条において同じ。)の価額の決定に関する職務を行った取締役

二 取締役の過半数をもつて現物出資財産の価額を決定したときは、当該決定に同意した取締役

三 現物出資財産の価額の決定に関する社員総会の決議があつたときは、当該社員総会において当該現物出資財産の価額に関する事項について説明をした取締役

四 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百二十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 社員総会に現物出資財産の価額の決定に関する議案を提案した取締役

二 前号の議案の提案の決定に同意した取締役

(出資の履行の仮装に関する職務を行った取締役)

第四十五条の二 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百二十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 出資の履行(法第三十六条第五項における処理を予定しているかの別及びその理由

(法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項又は第二百三十五条第一項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に生ずる日後に生じた事象の内容に限る。)

二 当該特定目的会社において最終事業年度に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日をいう。次号において同じ。)後特定出資の併合がその効力を生ずる日までの間

に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後における貸借対照表

三 備置開始日後特定出資の併合がその効力を生じたときは、変更後の当該事項

(特定出資の併合に関する事後開示事項)

第四十五条の四 法第三十八条において準用する会社法第二百八十二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定出資の併合が効力を生じた日

二 法第三十八条において準用する会社法第八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過

三 出資の履行の仮装が社員総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者と見られる者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び売却により得られた代金を特定社員に交付する時期の見込み(当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。)

四 当該処理により特定社員に交付することができる金額の額及び当該額の相当性に基づく事項

五 特定出資の併合をする特定目的会社(清算的会社の成立の日)後に特定目的会社の財産の状況に重要な影響を与える事が生じたときは、その内容(備置開始日(法第三十八条において準用する会社法第二百八十二条の二第一号イにおいて同じ。)の末日(最終事業年度をいう。以下同じ。)の号において同じ。)についての次に掲げる事項

イ 特定出資の併合をする特定目的会社に支配社員(特定目的会社の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十四号)第二条第一項第一号に規定する支配社員をいう。)の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合には、当該特定目的会社の特定社員(当該支配社員を除く。)の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合には、その旨)

ロ 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

(1) 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

(i) 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項又は第二百三十五条第一項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

(ii) 法第三十八条において準用する会社法第二百三十五条第一項の規定による処理を予定している場合には、競売の申立てをする時期の見込み(当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。)

(iii) 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による処理を予定している場合には、売却の

三 法第三十八条において準用する会社法第八十二条の四の規定による手続の経過

公告の日又は同項の規定による催告の日のいづれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第一百十一条第二項第二号の特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）が法第一百四条第五項又は第六項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている貢口時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されてい

る頁

ハ 電子公告（法第一百四十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。）により公告をしているときは、当該電子公告をするた

めに使用する自動衆送信装置のうち当該電子公告をするための用に供する部分をイ

ンターネットにおいて識別するための文

字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、当該電子公告により公告すべき内容である情報の提供を受ける不特定多数の者があることによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるもの

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第一百四条第七項に規定する措置をとつている場合 法第二十二条第二項第十

三号に掲げる事項

三 公告対象会社が法第一百四条第八項に規定する特定目的会社である場合において、当該特定目的会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

（利益の配当等にに関する責任）
第六十条 法第一百七十七条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。
一 利益の配当又は中間配当による金銭の交付に関する職務を行つた取締役
二 法第一百四条第二項の規定による承認に係る定時社員総会において利益処分案（法第一百二

四条の七において準用する同法第七百十一條第一項に規定する利益処分案をいう。）に

関する事項について説明をした取締役

第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

四 法第一百二十七条の二第一項の規定による委託に係る契約において同条第二項において準用する会社法第七百二十四条の四第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は同法に規定する特定社債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

五 利益の配当又は中間配当の額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役

第六十一条 法第一百十七条第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 定時社員総会に議案を提案した取締役

二 前号の議案の提案の決定に同意した取締役

三 法第一百十七条第一号に規定する内閣府令で定めるものは、決定に係る案を提案した取締役とする。

四 取締役の過半数をもつて利益の供与を決定する者は、次に掲げる者とする。

五 利益の供与（法第一百二十一条第一項に規定する利益の供与をいう。以下この条において同

じ。）に関する職務を行つた取締役

六 特定社債管理補助者を定めたときは、その

氏名又は名称及び住所

七 特定社債管理補助者を定めたときは、その

氏名又は名称及び住所

八 特定社債原簿管理人（法第一百二十五条において読み替えて準用する会社法第六百八十三条に規定する特定社債原簿管理人をいう。次条において同じ。）を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

九 特定資産の管理又は処分により得られる金

銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特

定資産の取得に係る資金の全部又は一部を充

てることを予定する場合（特定資産の管理又

は処分により得られる金銭の全部又は一部を

従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部

又は一部に充てることを予定する場合を除く。）は、その旨

（特定社債の種類）

第六十四条 法第一百二十五条において準用する会社法第六百八十五条において準用する会社法第六百八十二条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、特定社債権者が募集特定社債と引換にする金銭の払込みをする債務と特定目的会社に対する債権とを相殺したときの、その債権の額及び相殺をした日とする。

（閲覧権者）

第六十五条 法第一百二十五条において準用する会社法第六百八十四条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、特定社債権者が募集特定社債と引換にする金銭の払込みをする債務と特定目的会社に対する債権とを相殺したときの、その債権の額及び相殺をした日とする。

（特定社債記載事項の記載等の請求）

第六十六条 法第一百二十五条において準用する会社法第六百八十四条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、特定社債権者その他の特定社債発行会社（法第一百二十七条第六項に規定する特定社債発行会社をいう。以下同じ。）の債権者及び社員とする。

（特定社債原簿記載事項の記載等の請求）

第六十七条 法第一百二十五条において準用する会社法第六百九十五条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定社債取得者（特定社債を特定社債発行会社以外の者から取得した者（当該特定社債発行会社を除く。））をいう。以下この条において同じ。）が、特定社債権者として特定社債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に對して当該特定社債取得者の取得した特定社債に係る法第一百二十五条において準用する会社法第六百九十九条第一項の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

（特定社債管理者）

七 特定社債管理者が特定社債権者集会の決議によらずに法第一百二十七条第四項第二号に掲

げる行為をすることができる」とするときは、その旨

八 特定社債管理補助者を定めることとするとときは、その旨

九 特定社債管理補助者を定めたときは、その名称及び住所並びに法第一百二十六条の規定による委託に係る契約の内容

十 特定社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第一百二十七条の二第一項の規定による委託に係る契約の内容

十一 特定社債原簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

十二 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

十三 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

十四 特定社債原簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

十五 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

十六 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

十七 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

十八 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

十九 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二十 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二十一 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二十二 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二十三 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二十四 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二十五 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二十六 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二十七 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二十八 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二十九 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三十 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三十一 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三十二 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三十三 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三十四 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三十五 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三十六 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三十七 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三十八 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三十九 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

四十 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

四十一 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

四十二 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

四十三 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

四十四 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

四十五 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

四十六 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第一百三十条において特定社債を担保とみなしして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

四 第八十五条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その事項

五 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時）に限る。)

ロ 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に当該協定債権者に對して法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百五十条第二項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。次条において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第一百五十四条において準用する会社法第五百五十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

（債権者集会参考書類）

第八十四条 債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該債権者集会参考書類の交付を受けるべき協定債権者が有する協定債権（法第一百五十三条第四項において準用する会社法第五百五十三条第三項に規定する協定債権をいう。）について法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項

二 議案

債権者集会参考書類には、前項に定めるものほか、協定債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができます。

三 同一の債権者集会に関する協定債権者に対して提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、こ

これらの事項は、債権者集会参考書類に記載することを要しない。

同一の債権者集会に関する協定債権者に対して提供する招集通知（法第百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十九条第一項又は第二項の規定による通知をいう。以下この項及び次条において同じ。）の内容とすべき事項のうち、債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

（議決権行使書面）

第八十五条 法第百八十一条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百五十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての同意の有無（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

二 第八十三条第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第八十三条第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

議決権を使用すべき協定債権者の氏名又は名称及び当該協定債権者について法第百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に、当該協定債権者に対して、法第百八十一条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同様の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

同一の債権者集会に関する協定債権者に対し提供する招集通知の内容とすべき事項のうち

ち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

同一の債権者集会に関して協定債権者に対し、提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。
(書面による議決権行使の期限)

第八十六条 法第一百八十条第四項において準用する会社法第五百五十六条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第八十三条第二号の行使の期限とする。

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第八十七条 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百五十七条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第八十三条第五号イの行使の期限とする。

(債権者集会の議事録)

第八十八条 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百六十一条の規定による債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 債権者集会が開催された日時及び場所
二 債権者集会の議事の経過の要領及びその結果
三 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百六十二条第四項において準用する会社法第五百五十九条の規定により債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

四 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百六十二条の規定により債権者集会に対する報告及び意見の陳述がされたときは、その報告及び意見の内容の概要

五 債権者集会に出席した清算人の氏名
六 債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名
七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

二 船舶（商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百八十六条第二項に規定する船舶を除く。）

二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）により登録を受けた自動車（自動車（自動車二条ただし書に規定する大型特殊自動車を除く。）

二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）により登録を受けた飛行機及び回転翼航空機

四 金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項（第三号から第六号までを除く。）の規定により有価証券とみなされる権利（法第二百条第二項第二号に規定する債権を除く。）

五 約束手形（前号に掲げるものを除く。）

六 組合契約（民法第六百六十七条の組合契約をいう。）の出資の持分（第九十五条第一項に規定するものに限る。）

七 匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分（第九十五条第二項に規定するものに限る。）

八 合資会社の出資の持分（定款において業務執行権を有しないものとされている有限責任社員に係るものに限る。）

九 合同会社の出資の持分（定款において業務執行権を有しないものとされている社員に係るものに限る。）

十 外国法令に準拠して設立された法人の出資の持分であつて、前二号に掲げる出資の持分に相当するもの（業務執行権を有しない社員に係るものに限る。）

十一 特許権並びにその専用実施権及び通常実施権

十二 実用新案権並びにその専用実施権及び通常実施権

十三 意匠権並びにその専用実施権及び通常実施権

十四 商標権並びにその専用使用権及び通常使用権

十五 育成者権並びにその専用利用権及び通常利用権

十六 回路配置利用権並びにその専用利用権及び通常利用権

十七 著作権及び著作隣接権

あるのは、「第一百二十五条第一項第三号」と読み替えるものとする。

受託信託会社等は、第百七条第五号に掲げる事項を変更した場合(第二項に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。)は、当該変更のために新たに締結した第百四条第一項第一号及び第二号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産信託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

受託信託会社等は、第百九条第二号に掲げる事項を変更した場合(第二項に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。)は、当該変更のために新たに締結した法第二百二十五条第二項第三号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産信託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

管轄財務局長は、資産信託流動化計画変更届出書を受理したときは、資産信託流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産信託流動化計画に記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った受託信託会社等に還付しなければならない。

(資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類)

第一百三十三条 法第二百二十七条第二項において準用する第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 受託信託会社等が権利者集会に提案してその承諾を受けた場合 次に掲げる書類

イ 権利者集会の議事録の謄本

ロ 特定目的信託契約において受益権を元本の議事録の謄本

二 裁判所の裁判により信託財産の管理办法が定められた場合 当該裁判に係る裁判書の謄本又は抄本

三 法第二百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

イ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第一号に該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面

ロ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第二号に該当する場合は、当該変更の原因と

なる決議を行つた権利者集会(法第二百五十五条第一項に規定する種類権利者集会を含む。)の議事録の謄本又は裁判に係る裁判書の謄本若しくは抄本

ハ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第三号に該当する場合は、資産信託流動化計画に従つて、特定目的信託に係る債務の履行及び信託財産の処分により得られた金銭の分配を完了したことを証する書面

ハ 法第二百六十九条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかな変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

イ 第百二十三条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する承諾があつたことを証する書面

イ 第百二十三条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する同意があつたことを証する書面

ハ 第百二十三条第二項第三号に掲げる場合は、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された要件を充足し、かつ、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された手続を経たことを証する書面

(特定目的信託終了の届出)

第一百四十四条 法第二百二十八条の規定による届出を行おうとする受託信託会社等であつた信託会社等は、別紙様式第十六号により作成した届出書に、法第二百七十九条第三項において準用する法第二百七十五条第一項の規定により権利者集会の承認を受けた信託財産に係る貸借対照表一部を添付して管轄財務局長に提出しなければならない。

第三節 特定目的信託

(特定目的信託契約)

第一百五十五条 法第二百二十九条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 権利者集会の決議事項、決議の方法、議決権その他の権利者集会に関する事項

二 代表権利者に対する報酬その他の代表権利者に関する事項

三 特定信託管理者の選任その他の特定信託管理者に関する事項

四 特定目的信託契約終了の事由に関する事項

五 その他重要な事項

(特定目的信託契約の方式)

第一百六十六条 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げた事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。

ハ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第三号に該当する場合は、資産信託流動化計画に従つて、特定目的信託に係る債務の履行及び信託財産の処分により得られた金銭の分配を完了したことの証する書面

ハ 法第二百六十九条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかな変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十七条の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

イ 第百二十三条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する承諾があつたことを証する書面

イ 第百二十三条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する同意があつたことを証する書面

ハ 第百二十三条第二項第三号に掲げる場合は、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された要件を充足し、かつ、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された手続を経たことを証する書面

(特定目的信託終了の届出)

第一百四十四条 法第二百二十八条の規定による届出を行おうとする受託信託会社等であつた信託会社等は、別紙様式第十六号により作成した届出書に、法第二百七十九条第三項において準用する法第二百七十五条第一項の規定により権利者集会の承認を受けた信託財産に係る貸借対照表一部を添付して管轄財務局長に提出しなければならない。

第三節 特定目的信託

(特定目的信託契約)

第一百五十五条 法第二百二十九条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 権利者集会の決議事項、決議の方法、議決権その他の権利者集会に関する事項

二 代表権利者に対する報酬その他の代表権利者に関する事項

三 特定信託管理者の選任その他の特定信託管理者に関する事項

四 特定目的信託契約終了の事由に関する事項

五 その他重要な事項

(特定目的信託契約の方式)

第一百六十六条 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げた事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。

ハ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第三号に該当する場合は、資産信託流動化計画に従つて、特定目的信託に係る債務の履行及び信託財産の処分により得られた金銭の分配を完了したことの証する書面

ハ 法第二百六十九条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかな変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十七条の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

イ 第百二十三条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する承諾があつたことを証する書面

イ 第百二十三条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する同意があつたことを証する書面

ハ 第百二十三条第二項第三号に掲げる場合は、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された要件を充足し、かつ、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された手続を経たことを証する書面

(特定目的信託終了の届出)

第一百四十四条 法第二百二十八条の規定による届出を行おうとする受託信託会社等であつた信託会社等は、別紙様式第十六号により作成した届出書に、法第二百七十九条第三項において準用する法第二百七十五条第一項の規定により権利者集会の承認を受けた信託財産に係る貸借対照表一部を添付して管轄財務局長に提出しなければならない。

第三節 特定目的信託

(特定目的信託契約)

第一百五十五条 法第二百二十九条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 権利者集会の決議事項、決議の方法、議決権その他の権利者集会に関する事項

二 代表権利者に対する報酬その他の代表権利者に関する事項

三 特定信託管理者の選任その他の特定信託管理者に関する事項

四 特定目的信託契約終了の事由に関する事項

五 その他重要な事項

(特別社債的受益権)

第一百六十七条 法第二百三十条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債的受益権で、次に掲げるものとする。

一 当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならぬ旨の条件が付されているもの

二 当該社債的受益権に係る特定目的信託契約の締結に際し、当該特定目的信託契約に基づき信託された特定資産を売り戻すことができない旨の条件が付されているもの

三 前二号に掲げるもののほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に照らし、原委託者の会計処理において、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に基づき信託された特定資産が受託信託会社等に移転すると認められないもの

(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)

第一百六十八条 法第二百三十二条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

一 資産信託流動化計画に第百十条第一号口(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)に掲げる事項が記載され、又は記録されていること。

二 資金の借入れ又は費用の負担の目的が、予測困難な事由によって資金調達を緊急に行なれば受益証券の権利者の利益に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合において、一時的な資金不足に対応するもの(令第五十二条第二項第一号の配当とは同項第三号の償還のためのものを除く。)であること。

三 あらかじめ受託信託会社等が当該資金の借入れ又は費用の負担を行うことについて、代表権利者又は特定信託管理者の承諾を得ていること(代表権利者及び特定信託管理者が存しない場合にあっては、各受益証券の権利者に通知をし、又は公告をしていること)。

(金銭の運用方法)

第一百八十八条 法第二百三十二条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 金融庁長官の指定する銀行その他の金融機関への預金

三 「リル資金の貸付け
ものに限る。」

(受益証券の詰載事項)
第一百九条 法第二百三十四条第五項第十一号に

規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げたる事項とする。

二 別表の特定資産の区分欄に掲げる特定資産（従たる特定資産を除く。）の区分に応じ、同

(権利者名簿記載事項) 表の特定資産の内容欄に掲げる事項

する。定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 権利者名簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容

三 前二号に掲げるもののほか 当該受益証券
に係る特定目的信託契約の条項

第百二十条の二 受託信託会社等が記名式の受益た場合の特例)

証券の全部又は一部を取得した場合において、当該受益証券が消滅しなかつたときは、受託信託会社等は、確則者名簿に記載又は記録する。

事項として、当該受益証券が固有財産に属するか、他の信託財産に属するか、又は当該受益証

券に係る特定目的信託の信託財産に属するかの別をも記載し、又は記録しなければならない。

第一百二十条の三 法第二百三十六条第二項において準用する信託法（平成十八年法律第百八号）

第一百九十八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、受益証券取得者（受益証券を受託信託会社等以外の者が取扱う者）（当該受託信託会社等

託会社等を除く。)をいう。)が受益証券を提示して請求をした場合とする。

第一百二十一条 受託信託会社等は、特定目的信託契約の締結の日（資産信托開始の日）第百六

契約の総額の日（資産信託沉黙化計画は第百六

（二）第三号に掲げる事項の記載又は記録がある場合は、特定目的信託契約の効力が発生する日。以下この条において「締結日」という。）から（一週間に内に、締結日現在の信託財産に係る貸借对照表を作成しなければならない。

（三）二十二条 受託信託会社等は、次に掲げる書類（第二号に掲げる書類にあつては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があった場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第一百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を第百十一条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（四）法第二百六十四条第一項各号の資料及びその附属明細書

（一）当該作成期日における資産信託流動化計画の特定目的信託契約の変更）

（二）二十三條 法第二百六十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げる内容とする。

（三）受託信託会社等又は受益証券の権利者の意思によらない事象の発生を原因とする形式的な変更を原因とする形式的な変更

（四）二 資産信託流動化計画に従つて、特定目的信託に係る債務の履行及び信託財産の处分により得られた金銭の分配を完了した場合における特定目的信託契約の期間の短縮

（五）法第二百六十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合ととする。

（一）すべての受益証券の権利者の当該変更に係る事前の承諾がある場合

（二）原委託者による受益証券の募集等が開始されていない時点における変更であつて、受託信託会社等及び原委託者の同意がある場合

（三）資産信託流動化計画に、当該資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合における当該内容を確定し、又は改定するための要件及び手続の記載又は記録があつり、当該記載又は記録に従つて資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定し、又は改定したことによる場合

(資産信託流動化計画の変更禁止事項)

第一百二十四条 法第二百六十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第百七条第一号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項について、開発により特定資産を取得する場合において当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者及び特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合における当該特定資産の譲渡人に係る事項を除く。）とする。

2 法第二百六十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二百二十六条第一項第三号ロに掲げる事項並びに第八十条第一項第二号イ及びロ、第九条第一号から第四号まで、第一百十条第一号イ、同条第二号イ及びロ並びに同条第三号イ及びロに掲げる事項とする。

(変更の公告)

第一百二十四条の二 法第二百七十条の規定による公告は、法第二百八十八条に規定する公告の方 法によりするものとする。

(信託業務を営む協同組織金融機関に係る法の適用)

第一百二十五条 法第二百七十五条第一項に規定する前受託信託会社等が信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関に限る。次項において「兼営金融機関」という。）である場合における法第二百七十五条第三項の規定の適用については、これら（主たる事務所）とあるのは、「主たる事務所」である。（主たる事務所以外の事務所）とする。

2 受託信託会社等が兼営金融機関である場合における法第二百七十九条第三項において準用する法第二百七十五条第三項の規定及び法第二百八十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「本店」とあるのは、「主たる事務所」とある書類とする。

第一百二十六条 法第二百八十六条第二項及び第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 資産信託流動化計画の謄本又は抄本

二 資産信託流動化計画に定められた特定資産（従たる特定資産を除く。）につき、次に掲げ

項を記載した書類

イ 土地若しくは建物又は令第十五条第一項各号に掲げるもの 不動産鑑定士によるこれら資産に係る不動産の鑑定評価の評価額

ロ イに掲げる資産以外の資産 当該資産の価格につき調査した結果

第四章 雜則

(電磁的記録)

第一百一十七条 法第四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

第一百一十八条 法第四十条第三項及び法第二百四十二条第五項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)において準用する信託法第一百八条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

法第一百三十二条第二項(法第一百四十条第二項、第一百五十二条第五項及び第一百五十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該特定目的会社等の本店、主たる事務所又は住所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該特定目的会社等は、当該届出書等を提出しなければならない。

(標準処理期間)

財務局長又は福岡財務支局長は、
法、令及びこの府令の規定による承認又は確認に関する申請がその事務所に到達してから二箇月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するためには要する期間
二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するためには要する期間
三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するためには要する期間

第二条 削除

附 則 (平成二年一月一七日総理府
(施行期日) 令第一三七号) 抄

第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。

(施行期日)

第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。

(施行期日)

第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この府令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

(施行期日)

第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。ただし、第三十三条から第三十五条までの規定は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月二六日内閣府令 第十八号)

この府令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年一月二三日内閣府令 第一号)

この府令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二八日内閣府令 第一七号) 抄

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二八日内閣府令 第一七号) 抄

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二四日内閣府令 第五〇号)

この府令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二四日内閣府令 第七七号) 抄

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二四日内閣府令 第一八号) 抄

この府令は、平成十五年三月七日から施行する。

附 則 (平成一四年一月二月二〇日内閣府 令第八五号)

この府令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日内閣府令 第一八号) 抄

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一五年五月一六日内閣府令 第五七号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日内閣府令 第三号) 抄

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一九日内閣府 令第九〇号) 抄

この府令は、平成十六年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一九日内閣府 令第九〇号) 抄

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一九日内閣府 令第九〇号) 抄

この府令は、平成十六年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一九日内閣府 令第九〇号) 抄

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一九日内閣府 令第九〇号) 抄

この府令は、平成十六年十二月一日から施行する。

場合におけるこの府令の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則 (平成一六年一二月二八日内閣府令 令第一〇八号) 抄

この府令は、平成十六年十二月三十日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二八日内閣府 令第一〇九号) 抄

この府令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年二月二八日内閣府令 第一三号) 抄

この府令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日内閣府令 第八九号) 抄

この府令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二〇日内閣府令 第四九号) 抄

この府令は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二〇日内閣府令 第一九号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日内閣府令 第六一号) 抄

この府令は、平成十九年九月三十日から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日内閣府令 第八号) 抄

この府令は、平成十九年九月三十日から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日内閣府令 第五五号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日内閣府令 第三号) 抄

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日内閣府令 第一号) 抄

この府令は、平成十六年十二月一日から施行する。

しくは特定借入れの実行又は当該取得に係る資金の還付」とあるのは、「資産対応証券の発行」と、同号末中「及び第百五十七条第二項において」とあるのは、「において」と、「資産対応証券又は特定借入れ」とあるのは、「資産対応証券」と、「資産対応証券の発行、特定借入れの実行」とあるのは、「資産対応証券の発行」と、同条第二号中「業務開始届出」とあるのは、「内閣総理大臣の登録」(会社法整備法第二百三十条第一項の規定により、登録を受けたものとみなされる場合を含む。)とする。

附 則 (平成一九年二月八日内閣府令第 一六号) 抄

この府令は、平成十九年二月八日から施行する。

附 則 (平成一九年二月八日内閣府令 第一三号) 抄

この府令は、平成十九年三月七日から施行する。

附 則 (平成一九年七月二九日内閣府令 第八九号) 抄

この府令は、平成十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月四日内閣府令第 四三号) 抄

この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一九年七月九日内閣府令第 六一号) 抄

この府令は、平成十九年九月三十日から施行する。

附 則 (平成一九年九月九日内閣府令第 五六号) 抄

この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月九日内閣府令 第五六号) 抄

この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月九日内閣府令 第五五号)

この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月九日内閣府令 第三号) 抄

この府令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月九日内閣府令 第一号) 抄

この府令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月九日内閣府令 第一号) 抄

この府令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則（平成二九年三月二三日内閣府令第六号）
この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附則（令和元年五月七日内閣府令第二号）
この府令は、公布の日から施行する。
附則（令和元年六月二十四日内閣府令第一四号）
この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
附則（令和元年一月二一日内閣府令第四号）
この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。
附則（令和二年二月六日内閣府令第四号）
この府令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
附則（令和二年一二月二三日内閣府令第七五号）抄
この府令は、公布の日から施行する。
附則（令和三年一月三日内閣府令第五号）抄
（施行期日）
第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。
（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第七条 施行日前に資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）第三十八条又は第五十条第一項において読み替えて準用する会社法第一百八十三条第二項の社員総会の決議がされた場合におけるその特定出資又は優先出資の併合による同法第八十二条の二第一項に規定する書面又は電磁的記録の記載又は記録については、なお従前の例による。
2 施行日前に会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十五条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第一百八十二条第一項に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集特定社債の発

行の手続については、第十七条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第六十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 特定資産の内容の記載事項表（第十八条、第一百七条、第一百十九条関係）	
番号の区分	特定資産の内容
一 下効率 1 不効率の重負	定する航空機をい ては、その国籍 3 外国の国籍を有する航空機にあ う。）

十 実用新案 権等（実 用新案権 若しく並 び登録料 に登録し た年月日、 考案者の氏 名、考案の 名前をい う。）	1 実用新案権又はその専用実施権 （実用新案権に係る出願の番号及 び年月日、考案者の氏名、考案の 名前をい う。）
十一 意匠権等 （意匠権 又はその 専用実施 権若しく は通常使 用権をい う。）	1 意匠権又はその専用実施権若し くは通常実施権の別 又はその 専用実施 権若しく 規則（昭和三十五年通商産業省令第 十二号）第七条の規定による物品の 区分、意匠の概要、査定又は審決が あつた旨及びその年月日、登録の番 号及び年月日、関連意匠に関する事 項並びに登録料に関する事項 3 設定行為により設定された実施 権については、意匠権者（専用実施 権についての通常実施権にあつては、 意匠権者及び専用実施権者の氏名 又は名称、設定された実施権の内 容に関する事項 4 その他当該意匠権等を特定する に足りる事項
十二 商標権等 （商標権 又はその 専用使 用権若しく は通常使 用権をい う。）	1 商標権又はその専用使用権若し くは通常利 用権をい う。）
十三 回路配 置（回路 配置利 用権等 は通常利 用権若し くは通常 回路配 置にあつ ては、その 回路配 置の創 作をして る事項 4 その他 当該意匠 権等を特 定するに 足りる事 項	1 利用権等 は通常利 用権若し くは通常 回路配 置にあつ ては、その 回路配 置の創 作をして る事項 4 その他当 該育成者 権等を特 定するに 足りる事 項
十四 著作権等 （著作 権又は その専 用利用 権をい う。）	1 著作権又 はその専 用利用 権をい う。）
十五 出版権等 （出版 権又は その専 用利用 権をい う。）	1 出版権又 は著作 権、出版 権又は 著作権等 をい う。）
十六 実演家 の権利 （実演 家の権利 をい う。）	3 実演家 の権利 （実演 家の権利 をい う。）

第八十一条ただし書の別段の定めがあるときは、その定めその他出版権の設定行為の内容に関する事項については、その旨
（1）実演家の氏名、実演が行われた年月日及びその行われた国の国名、実演の種類及び内容並びに実演家の権利の存続期間
（2）実演家がその氏名に代えて通常いている芸名があるときはその芸名
（3）実演家が外国人であるときはその国籍
（4）レコードに固定されている実演について、当該レコードの名称（名称がないときは、その旨）及びハンドル（ハンドル（ハンドル）に掲げる事項並びに実演が国外において行われたものである場合にハンドル（ハンドル）に掲げる事項）
（5）国外において行われ、かつ、放送又は有線放送において送信された実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）で著作権法第八条各号のいずれかに該当するレコードに固定されているもの以外のものにあっては、当該放送番組又は有線放送番組の名称（名称がないときは、その旨）
（6）映画の著作物において録音され、又は録画されている実演にあっては、当該映画の著作物の題号（題号がないときは、その旨）及び映画製作者の氏名又は名称
（1）レコード製作者の氏名又は名称 （2）レコード製作者が外国人であるときは、その国籍及びレコードに

七 信託の受 益権又は これを表 するもの を除く。)	十 特定資 産以外の 資本項 目(次項 及び十八 の項に 掲げる ものを 除く。)	六 前各項に 前各項に 掲げる資 本項目に 準ずる事 項	十 前各項に 前各項に 掲げる資 本項目に 準ずる事 項	
			(3) 受託者及び委託者並びに信託管 理人、信託監督人及び受益者代理人、 これを表す(特定目的信託の受益権にあつては、 固定されている音が最初に固定され た国の国名 (3) レコードに固定されている音 が最初に固定された年月日、レコード の内容及びレコード製作者の権利 の存続期間 (4) 商業用レコードがすでに販売 されているレコードにあつては、最 初に販売された商業用レコードの名 称(名称がないときは、その旨)、体 様及び製作者の氏名又は名称 二 放送事業者の権利にあつては、 次に掲げる事項 (1) 放送事業者の氏名又は名称 (2) 放送事業者が外国人であると きは、その国籍及び放送が行われた 放送設備のある国の国名 (3) 放送が行われた年月日、放送 事業者の権利の存続期間、放送の種 類及び放送番組の内容 ホ 有線放送事業者の権利にあつて は、次に掲げる事項 稱 (1) 有線放送事業者の氏名又は名 称 (2) 有線放送事業者が外国人であ るときは、その国籍及び有線放送が 行われた有線放送設備のある国の国 名 (3) 有線放送が行われた年月日、 有線放送事業者の権利の存続期間、 有線放送の種類及び有線放送番組の 内容 5 その他当該著作権等を特定する に足りる事項	(3) 有線放送事業者が外国人であ るときは、その国籍及び有線放送が 行われた有線放送設備のある国の国 名 (3) 有線放送が行われた年月日、 有線放送事業者の権利の存続期間、 有線放送の種類及び有線放送番組の 内容 5 その他当該著作権等を特定する に足りる事項

示する有代表権利者又は特定信託管理者）の 価証券			
八	九	十	十一
対象組合	契約出資業者の氏名又は名称及び住所	法、信託終了の事由その他信託の条項	氏名又は名称及び住所
持分等2 （第九十 五条第一項 又は第 二項に定 めるもの をいう。）	組合又は匿名組合の事業 （第九十 五条第一項に規定する對 象資產の内容に關する事項（当該對 象資產が前項に掲げるものに該當す る場合にあつては、当該對象資產に 關する同項に掲げる事項を含む。）	信託財産の内容に關する事項	3項
4 分等を特定するに足りる事項			

別紙様式第1号（第4条第1項・第32条第1項
関係）

4. 営業 所	支店別の区分		
	在 地	等	
	支店番号()		
5. 通算及び 取扱い方			
(よりかの) 名	姓	氏	所
6. 合計会員登録	<input type="checkbox"/>		
7. 会員登録			
(よりかの) 名又は名前	姓	氏	所
8. 連絡 用			
(よりかの) 名	姓	氏	所
9. 連絡用封筒 郵便番号() 〒(郵便番号 記入用紙 添付)	年 月 日		

(記入上の注意)

- 「代官者名」は、専め御名を記すに併せしに、前に実施した承業領用申題御縦原本に記された受業等号を記載すること。
- 「番号の区分」は、該番号そのものに印押を付けること。
- 「番号」は、専め目的の会社記録簿上の番号を記載すること。
- 「代官者の氏名」又は「姓氏」には、外国人の場合において、住民票に記

別紙様式第3号（第9条第1項第4号・第27条
第1項第3号・同項第4号関係）

別紙様式第3号(第9条第1項第4号、第22条第1項第3号、同項第4号開示)(第1項第4号、第22条第1項、令和3年3月1日、令和3年3月25日、一般表)

ふりがな 名	（郵便番号） 現 住 所	（電話番号） 次 姓 名	生年月日 年 月 日 生(歿) 歳
姓	姓	姓	内
名	名	名	容
性別	性別	性別	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
本 等	實 等	照 等	の 内 容
上記のふりがな記入ありません。			
年 月 日	年 月 日	年 月 日	

（記載上の注意）
1) 「被験者」上栏は、対象の運動化に関する実験第66名に回答する被験者（66名）

别版样式第4号(第9条第1项第4号、第22条第1项第4号除外)(字体为楷体)
注:本部分合编于《合同法》的第11章(原第10章)。

姓 名		性別	
(ふりがな) 名		性別	
(上り名) ハガキ用の名			
住 所		履歴番号()	
新立町四日 新立町四日		電話番号()	
新立町四日 新立町四日			
登録年月 登録年月		治 療 内 容	
登録年月 登録年月			
医 院 名		病 院 内 容	
上記のことより有りません。			

年月日 代表者の氏名
(記載上の注意)
1. 氏を伏せたまにおいては、旧姓及び名を「代表者の氏名」に括弧表示併せて記載することである。
2. 「市町」は、本拠の事務所の所在地を記載すること。
3. 「郵便番号」は、対象の複数化に際する法律別表第1表第1項に於いて読み替えて用居する会社住所CCM表第3項裏号及び第3号に於けるものとすべく記載すること。

别纸様式第5号（第9条第1项第5号、第22条第1项第3号關係）

(日本産葉被持株 4)
年 月 日
封筒(支)局長 殿
郵便番号
氏名
書類

私は、資金の流動化に関する法律第70条第1項第2号及び第4号から第10号までに該当しないことを誓約します。
（記載上の注意）
凡て改めた者に於いては、旧氏及び名を「比名」に差し換へて併せて記載すること

列如佛之禁火品（第九名應）戒燒之品，第廿九名應）戒燒（品第四），（卷之二）。

(日本産業技術会議 A4)
年月日

右の
件名
に付いては、代表者の氏名
質的書
〔私
自法人〕は、農業の振興に関する法律第2条第2項において読み替えて準用する会社法第300条第3項各号に該当しないことを誓約します。
(記載上便宜上)
〔記載上便宜上〕

別紙様式第4号（第9条第1項第4号・第27条
第1項第4号関係）

新規登録	
姓 (ふりがな) 名 (ふりがな) 性別 性別	登録番号 (登録番号) — —
性別 性別	電籍番号 (電籍番号) — —
登録年月日 登録年月日	
登録の届け出 登録の届け出	治 痘 の 内 容
登録年月 登録年月	實 質 の 内 容
登録年月 登録年月	登 錄 年 月 日

上記のとおり相應ありません。
年 月 日 代表者の氏名
(記載上の注意)
1. 氏及び改めたものにおいては、旧姓及び各を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。
2. 「住所」は、本居する務務所の所在地記載すること。
3. 「業種」は、営業の範囲(即ち取扱う法律第21条第1項に規定して読み替へて準用する会社法第200条第3項第1号及び第2号に係るもの)すなへて記載すること。

別紙様式第5号(第9条第1項第5号、第22条第1項第3号関係)（平成20年版）

(日本復葉接種A4)
年月日

私は、資金の動向に関する法律第70条第1項第2号及び第4号から第10号までに該当しないことを誓約します。
(記載上の注意)
此を改めた者に於いては、田氏及び名を「氏名」に他表書で併せて記載するこ

別紙第三類文具（第五分類）標識文具、第六分類文具標識（品目別）、(2)の記入欄

(日本産業技術会議 A4)
年月日

右
名
前
姓
（注人にあっては、代表者の氏名）
的
書
〔私
自法人〕は、農業の振興に関する法律第27条第2項において読み替えて準用する会社法第300条各項号に該当しないことを誓約します。
（記載上便宜上）

別紙様式第6号（第9条第1項第7号・第27条
第1項第4号関係）

